

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：商工費 項：商工費 目：商業振興費

事業名 商店街活性化支援事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

商工労働部 商業・金融課 商業振興係 電話番号：058-272-1111 (内 3066)

E-mail：c11363@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 11,000 千円 (前年度予算額：14,000 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	14,000	7,000	0	0	0	0	0	0	7,000
要求額	11,000	5,500	0	0	0	0	0	0	5,500
決定額									

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- ・商店街は、近年の中心市街地を取り巻く環境の激変 (都市の郊外化、高齢化・人口減少、公共交通機能の衰退、施設の老朽化等) や後継者不足、担い手・人材不足、商店街自体がその環境の激変に対応できなかったことなどもあり、依然衰退している状況である。
- ・商店街の活性化には、早急に解決策を見出すことは難しく、その処方箋は各地域により異なることもあり、商店街が明確な方向性 (ビジョン) を作成し、関係機関と連携しながら、中長期的に取り組むことが必要である。商店街がにぎわいを取り戻すことは、商業の振興ばかりでなく、少子高齢化や防犯・防災に対応したまちづくりを進めていく上でも、非常に重要な課題である。

(2) 事業内容

- ・商店街の魅力発掘と集客性向上等による商店街の活性化を支援する。

【補助対象事業】

① 商店街創生戦略支援事業【継続】

県の創生戦略に掲げられる施策の推進に資する事業

② 商店街ソフト事業支援事業【継続】

広域的商圈から人を呼び込める、

ア) 中心市街地活性化基本計画に位置付けられたソフト事業

※通算して6回目以降の継続事業も補助することとし、6回目以降の補助額は減額の対象外

イ) 商店街において1年を通して定期的を実施するソフト事業

③ 若手・女性事業者グループ等支援事業【継続】

若手・女性事業者グループ等が主導的に企画・実施する、先進的・実験的な商店街活動のうち、商店街の将来に向けた継続的な活性化が見込める事業

④ キッズ向け事業支援事業【継続】

若い世代を商店街に呼び込み、新しい活力を取り込むため、子どもを対象とした支援事業

⑤ タウンマネージャー支援事業【継続】

商店街の活性化を担う中核的な人材(タウンマネージャー)の育成・活動の支援事業

※施設整備、イベント、国や県の他の助成制度から支援を受ける事業を除くとともに、商品券や景品購入費等は補助対象外とする。

【対象事業者】

商店街組合、商工会議所、商工会、まちづくり会社等

(3) 県負担・補助率の考え方

・補助率 補助対象経費の1/3~1/2以内

(①1/2以内、②~⑤1/3以内)

・補助限度額 ①上限：3,000千円 下限：500千円

②上限：1,000千円 下限：200千円あるいは500千円

(アとイの両方を満たす事業に限り、上限を2,000千円に引き上げる。)

※商店街の規模(参加店舗数)により下限額を設定し、小規模商店街を重点支援

*101以上→500千円 *100以下→200千円

③上限：1,000千円 下限：200千円

④上限：1,000千円 下限：100千円

※子どもに関する取り組みは、小規模の事業が多く、モデル的な事業を重点支援

⑤上限：1,000千円 下限：200千円

※ただし、以下の制限の範囲内

- ・市町村補助額（共通）
- ・2年目から5年目は前回補助額の90%以内、6年目以降は前回補助額以内（②）
- ・補助期間
 - ①最長令和5年度まで。ただし、令和4年度以降の採択事業は、最長3年の補助期間
 - ②イの同一の事業を引き続き実施する場合は、最長5年
 - ⑤同一の事業を引き続き実施する場合は、最長5年

（注）交付決定は、1年度ごとに行い、2年目以降の補助金の交付を確約するものではない。

（4）類似事業の有無
無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	11,000	商店街活性化支援事業費補助金
合計	11,000	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）後年度の財政負担

- ・商店街が活性化しにぎわいを取り戻すことは、商業の振興ばかりでなく、まちづくりを進めていく上でも、非常に重要な課題であるため、市町村及び県商店街振興組合連合会などの関係団体等と密接に連携し、引き続き、商店街活性化に向けた支援を実施していく。

（2）事業主体及びその妥当性

- ・商店街の活性化を目的としていることから、商店街地域の団体（商店街組合、まちづくり会社など）を、補助事業者とする。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

- ・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
商店街（まち）を、各個店の売上の増加、経済活力の向上、経済の新陳代謝等を図り、賑わいのある活力あるものとする。

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前年度末時点)	目標	達成率
休日歩行者自転車通行量（中心市街地）＜人/日＞（各市の平均）	17,430 (H25)	18,940 (H29)	22,250 (H30)	25,741 (R1)	22,600 (R5)	113%

○指標を設定することができない場合の理由

--

（前年度の取組）

- ・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
商店街ソフト事業支援事業10件（岐阜市2件、大垣市4件、中津川市2件、恵那市1件、下呂市1件）、若手・女性グループ等支援事業1件（美濃加茂市）、キッズ向け事業支援事業1件（中津川市）、タウンマネージャー支援事業1件（中津川市）合計13件の事業に補助し、商店街の活性化を図った。

（前年度の成果）

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
新規顧客の獲得、リピーターの増加及び中心市街地の歩行者自転車通行料の増加等、一定の成果を得ている。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	商店街は、郊外居住の進展やモータリゼーションの進展、郊外型大型商業施設の増加等により衰退が深刻化しているため、商店街の魅力向上と集客性向上等による商店街活性化の取組を支援する必要がある。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	中心市街地活性化基本計画に位置付けられたイベントやキッズ向けイベント等の実施により、商店街に賑わいが創出されるほか、商店街衰退の歯止めともなっている。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) ○	市町村が支援する事業に対して、より効果が上がるよう県も事業費の一部を支援している。集中的な支援により、県内各地でソフト事業が積極的に取り組まれており、地域での定着化が図られているものが多く、効率的な補助となっている。

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>事業主体が補助金だけに頼らず、自立的に事業を続けることができる体制・仕組みづくりや、中核的な人材の育成、若手・女性の事業参画の促進など、より効果のある事業とする必要がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>継続すべき事業である。商店街及び県商店街振興組合等のニーズや要望等を確認しながら、県が支援すべき内容について、必要の都度、事業の追加・見直しを行っていく。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせる理由や期待する効果 など	